



J B A 管打楽器ソロコンテスト 福井県大会
〈管打楽器ソロコンテスト 北陸大会予選〉

実施要綱・細則

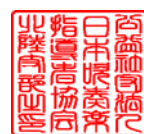
令和 4年 5月 8日 制定

令和 4年 5月15日 実施

令和 7年 3月20日 改訂

公益社団法人 日本吹奏楽指導者協会 北陸支部

本書は、原本であることを証明致します



実施要綱

第1章 総 則

(名 称)

第1条 このコンテストは、「JBA管打楽器ソロコンテスト福井県大会」（以下「本コンテスト」という。）と称する。

(主 旨)

第2条 人間個人が有する才能は、国籍、年齢、性別、などに関係なく個人特有のものである。その能力を競い、競い合いの中から向上する道を見出すことがコンテストの主旨となる。

(理 念)

第3条 小学生以上の演奏家が、コンテストによって取得する演奏経験を、個人の演奏技能の財産として将来に繋げ、さらに後進に繋ぐことによる研究により演奏技能の向上を図る。

(目 的)

第4条 本コンテストは、小学生以上の演奏家が、管楽器ならびに打楽器の演奏を通じて、生涯にわたり音楽を心の友とする健全で情操豊かな人間を形成すること及び演奏技能の向上による吹奏楽全搬の発展・向上を図ることにより、我が国の芸術文化及び地域の音楽文化の向上に寄与することを目的とする。

(主 催)

第5条 主催は、公益社団法人日本吹奏楽指導者協会（以下「JBA」という。）北陸支部（以下「本支部」という。）とする。

(共 催)

第6条 本コンテストの目的に賛同する団体を共催とすることができる。

(運 営)

第7条 本コンテストの運営は、本支部の会員で行う。

(実行委員会)

第8条 本支部のソロコンテスト事業部会は、毎年度の本コンテスト実施に際し、ソロコンテスト実行委員会（以下「実行委員会」という。）を組織する。

- 2 実行委員会は、毎年度の本コンテスト参加要項を作成し、本コンテストを実行する。
- 3 実行委員会の組織は別に定める。

(部門及び楽器)

第9条 本コンテストは、小学生、中学生、高校生、大学生・一般の各部門（以下「各部門」という）において実施する。

2 審査対象楽器は、原則として通常の吹奏楽編成において使用される木管楽器、金管楽器、打楽器、及びコントラバスとする。但し、審査対象楽器の詳細は別に定める。

(開催時期及び場所)

第10条 本コンテストは、原則として毎年9月から10月までの間に、福井県内において開催する。

第2章 参 加 者

(参加資格)

第11条 本コンテストの参加資格は、本支部内、福井県内在住・在学の「小学生から一般の社会人」（相応年齢者を含む）（音楽大学附属中学・高校生の参加も可）とする。ただし、本支部内で、JBAが主催する北陸大会予選としてJBA県部会等が開催する他のソロコンテストと重複して出場することはできない。

2 中学生部門の参加資格は、開催年度の3月末まで中学校に在籍する者とする。

3 高校生部門の参加資格は、開催年度の3月末まで高等学校に在籍する者、または高等専門学校は、第3学年までの在籍する者、または中学校を卒業した19歳未満の者を対象者とする。

4 大学生の参加資格は、開催年度の3月末まで大学・短期大学に在籍する者、または高等専門学校第4学年以降に在籍する者とするが、音楽大学・音楽短期大学の音楽学部また属する教育機関に在籍する者は出場できない。

5 大学生・一般の部において、職業演奏家は出場できない。

(選考要領)

第12条 本コンテストは原則として対面演奏審査にて開催する。なお、諸般の事情により対面演奏審査会を開催できない場合、音源審査会として本コンテストを開催することができる。その場合、音源審査会の詳細は別に定める。

(音源審査会)

第13条 前条においての音源審査会は、録音あるいは録画にて対象出場者の審査・選考を行うものとし、募集要項についても対面審査会とは別に定める。

(北陸大会推薦)

第14条 本コンテストにて成績優秀な者を、上位大会である金沢市音楽コンクール主催管打楽器ソロコンテスト北陸大会（以下、「上位大会」という。）に推薦する。

2 上位大会への推薦人数は、年度ごとの本支部役員会で決められた人数とする。

(参加費)

第15条 本コンテストの出場者は、別に定める参加費を支払うものとする。

2 納付した参加費は、原則として返還しない。

(旅費及び宿泊)

第16条 本コンテスト開催地との旅費及び宿泊等に関する諸経費は、出場者の負担とする。

第3章 審査及び表彰

(審査員)

第17条 実行委員会は、審査員を委嘱する。

2 審査員の構成は、3名以上5名以内とする。

3 審査員は、実行委員会により候補者を選任し、本支部役員会の承認を得る。

(審査方法)

第18条 審査は、演奏技術及び演奏表現を各100点、合計満200点とし、合計点の多い者から上位とする。

2 審査は原則として非公開で行う。

3 審査方法の細部については、別に定める。

(演奏順序)

第19条 演奏順序は、実行委員会が定める。

(演奏曲目及び演奏時間)

第20条 本コンテストの演奏曲目については、申込書にて申請した曲目とする。ただし、曲のカットは変更できる。

2 演奏時間は4分以内とする。演奏時間が4分を超過した場合は、演奏を中断するものとする。
ただし、減点や失格の対象とはしない。

3 参加者多数により演奏時間を短縮のため、4分以内であっても演奏を中断する場合があるが、この際にも、減点や失格の対象とはならない。

4 審査方法が音源審査である場合の演奏時間は、別に定める。

(伴奏)

第21条 審査対象演奏は、伴奏についてはピアノ伴奏を認めるものとする。

(表彰)

第22条 審査の結果、各部門で上位大会に出場する者を選出する。

2 本コンテストに参加し、上位大会に選ばれなかった成績優秀者または、最高学年の者には奨励賞を授与することができる。

3 上位大会に選出された者には推薦状をおくる。

4 上位大会に選出された者には上位大会要項と申込書をおくる。

第4章 雑 則

(後 援)

第23条 本コンテストの目的に賛同する団体の後援を受けることができる。

(協 賛)

第24条 本コンテストの目的に賛同する企業団体または個人の協賛を受けることができる。

(肖像権等)

第25条 本コンテスト期間中に発生した肖像権、録音権、録画権、放映権等は、主催者に帰属するものとする。

(細 則)

第26条 本コンテストの実施に関する細則は、この要綱で定めたものを除き支部ソロコンテスト事業部会（以下「本事業部会」という。）の決議を経て別に定める。

(実施要綱の変更)

第27条 この実施要綱は、本事業部会の決議を経て本支部役員会の承認を得て変更することができる。

附 則

- 1 この実施要綱は、令和4年5月8日に支部総会に提案する。
- 2 令和4年5月15日より、実施する。

実施細則

(趣 旨)

- 第1条 この実施細則は、「JBA管打楽器ソロコンテスト福井県大会」(以下「本コンテスト」という。)の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 用語の定義を次のとおりとする。

(1) JBA管打楽器ソロコンテスト福井県大会

公益社団法人日本吹奏楽指導者協会(以下「JBA」という)北陸支部が主催するコンテスト

(2) 要綱

JBA管打楽器ソロコンテスト福井県大会実施要綱

(3) 実行委員会

要綱第8条に規定されたソロコンテスト福井県大会実行委員会

(4) 審査員

要綱第16条に規定された実行委員会にて選出され、支部役員会で認可された審査員

(5) 出場者

要綱第11条に規定された出場者

(6) 事業部会

要綱第26条に規定された支部ソロコンテスト事業部会

(審査対象楽器)

- 第3条 要綱第9条第2項に規定する楽器は、別紙のとおりとする。

(申込書等の提出)

- 第4条 出場者は、申込書を大会事務局に指定された期日までに提出するものとする。なお、大会事務局の詳細は別に定める。

(参加費)

- 第5条 要綱第14条の出場者の参加費は、毎年度の募集要項において示すものとする。
- 2 参加費の納付方法については、別に定める。
 - 3 音源審査会の内容に関しては、別に定める。

(会場での音出し等)

- 第6条 本コンテストコンテスト当日の受付後、コンテスト会場内のウォームアップ室において、指定された時間のみ音出しを可能とする。(原則として、ピアノ及び打楽器の準備はない。)
- 2 ウォームアップ室には、原則として出場者、指導者以外の入室を認めない。付き添い等必要な場合は、実行委員長の許可を得て、ウォームアップ室の外で待機すること。

(審 査)

- 第7条 要綱第17条による審査は、別に定める審査表を用い、得点を記入し、講評用紙に講評を記入するものとする。
- 2 講評用紙は、コンテスト表彰式の後、参加者に手渡す。
 - 3 審査集計の点数、順位の発表、公示は行わない。
 - 4 審査会場には、審査員・出場者・本コンテスト役員および許可された者以外の入場を認めない。

(演奏順序)

- 第8条 要綱第18条の演奏順序は原則として小学生部門より始め、大学生・一般部門を最終部門とする。
- 2 各部門の中での演奏順序は、実行委員会が定めるものとする。

(演奏曲目)

- 第9条 要綱第19条第1項の演奏曲目は、予め申込書の記載欄に記入するものとし、変更は認めない。但し、曲のカット部分の変更はできる。

(演奏時間)

- 第10条 要綱第19条第2項但し書により定められた演奏時間を超えた場合は、声掛け等の要領により係員が合図した際には、演奏を中断しなければならない。

(表 彰)

- 第11条 要綱第22条の表彰は、審査の結果、出場者全員を表彰の対象とする。
- 2 本コンテストに参加した最高学年の者には奨励賞を授与することができる。
 - 3 各出場者が得た合計点の評価を以て金・銀・銅の何れかの賞を授与する。
 - 4 上位大会に選出された者には参加要項・申込書をおくる。
 - 5 得点が高点の代表対象者が出た場合は、審査員の協議により、代表を決定する。
 - 6 各賞の区分けは年度支部役員会にて決定する。

(実施細則の変更)

- 第12条 この実施細則は、ソロコンテスト実行委員会の決議を経てJBA北陸支部役員会の承認を得て変更することができる。

附 則

- 1 この実施要綱は、令和4年5月8日にJBA北陸支部総会に提案する。
- 2 令和4年5月15日より、実施する。
- 3 令和7年3月20日に一部を改正する。

審査対象楽器

木管楽器

1. フルート (あらゆるフルートを含むが和楽器は対象外)
2. オーボエ、イングリッシュホルン
3. クラリネット (あらゆるクラリネットを含むが和楽器は対象外)
4. バスーン
5. サクソフォーン (あらゆるサクソフォーンを含む)

金管楽器

1. トランペット、コルネット、フリューゲルホルン
2. フレンチホルン、テナーホーン (アルトホルン)
3. トロンボーン (あらゆるトロンボーンを含む)
4. ユーフォニアム
5. テューバ

打楽器

1. スネアドラム
2. ティンパニ
3. マリンバ、ヴィブラフォン、シロフォン等
4. マルチ・パーカッション等

弦楽器

1. コントラバス